

## パーソナルアシスタント町田通信

(有) パーソナルアシスタント町田が町田・相模原に続き横浜に進出

26年9月1日にパーソナルアシスタント横浜(PAYペイ)として

横浜市緑区美保町 2157-3 WAKABA 式番館 C号室に事務所を構え営業を開始しました。

所長は相模原事業所の副所長を務めてきた加藤純平です。

最寄り駅は横浜線と市営地下鉄グリーンラインの中山駅になります。横浜というと遠いイメージがあるかと思いますが、町田駅から15分程度の乗車時間、駅から徒歩10分程度の場所に事業所がありますので、ヘルパースタッフの皆さんも気軽に立ち寄って見てはいかがでしょうか。

電話番号、FAX、E-mail、アクセスマップは下記の通りです。

TEL：045-482-4213

FAX：045-482-4214

E-mail：[pay@pa-machida.co.jp](mailto:pay@pa-machida.co.jp)



## “大事なお知らせ” 移動勤務と交通費の改正

作成者 木田橋 賢

平成 26 年度 9 月 1 日より、1 日の間で 1 件目の勤務終了から 2 件目勤務開始までで移動に要した時間に対して、社内規定を設け、該当スタッフに給与を支給することになりました。社内規定と移動勤務導入については下記をご覧ください。

### 「移動勤務の導入について」

ホームヘルパーの労働時間は下記のように定められています。

まず、労働時間とは「使用者の指揮監督の下にある時間」のことであり、単に介護サービスを提供している時間だけとは限りません。

移動・待機に要する時間、交代制勤務における引き継ぎ時間、施設行事等の準備と実施にかかる時間、事業者の指示に基づく研修の時間等が労働時間に含まれるのです（「訪問介護労働者の法定労働条件の確保について」（厚生労働省 2004・8・27 基発 0827001 号））。

ヘルパーの労働時間で、課題となっているのが「移動時間」です。

移動時間は「事業所、集合場所、利用者宅の相互間を移動する時間」です。

移動時間の中で自由な利用が労働者に保障された時間であるかによって判断します。

一方、「事業所、集合場所、利用者宅と自宅の往復に要する時間」は通勤時間となり、労働時間とは認められていません。尚、移動時間の時給は、最低賃金を下回らない範囲内で定める事が出来ます。

当社では移動勤務前後の利用者様宅から自宅までの往復交通費を支給していました、移動勤務の賃金の代償として実費以上の交通費で対応して来ました。

しかし、自宅から 2 キロ圏内の交通費を原則 0 円の実施をした事により、公平性を欠くことと、法令遵守に努める為に移動勤務を実施したいと思えます。

改正前 自宅から両利用者様宅までの往復交通費を支給します。

改正後 社内規定により、自宅から 1 件目の勤務先までの交通費、1 件目から 2 件目の移動に掛かった

交通費、2 件目の勤務先から自宅までの片道交通費を全額支給する場合があります。

上記に該当するスタッフには、1 件目から 2 件目の移動に掛かる時間を勤務扱いとして給与を支払います。

### 「移動勤務の条件」

- 1 日のうちに複数のお宅へ勤務がある。
- 1 つめの勤務終了時刻から 2 つめの勤務開始までの間が、移動時間を除いて 1 時間以内である。

(1時間以上の余裕があるケースは、一度帰宅出来ると判断し通勤扱いとなります)

- 時給は 960 円 (30 分単位)

(1分以上 30 分以下は 480 円、31 分以上 60 分以下は 960 円になります)

(勤務開始までの 30 分以内は待機として給与をお支払します。)

「記録と提出の方法」

- 移動勤務及びタクシー使用申告書に「移動を始めた勤務先」「移動した勤務先」「移動時間」「交通手段」「交通費」を記入して下さい。
- 申告書は月末最後の勤務宅に提出して下さい。
- 勤務記録票の交通費欄の記入に変更はありません。

ご質問等は担当者 木田橋 賢へお願いします。

TEL 042-851-4904 (PAS 事務所)

E-mail [kidahashi@pa-machida.co.jp](mailto:kidahashi@pa-machida.co.jp)

## まだまだ活用したいヘルパー応募・利用者募集台帳

PAM・PAS・PAY と事業所が三カ所に増えた事で、働きたい人などがいたとき、いままでは電話連絡で PAM・PAS・PAY の情報交換をして、他の利用者様の空き時間などを、サービス提供責任者に聞く等の面倒な上、時間の掛かる作業をしていました。そこでこの度、事務の効率化を図るべく、PAM・PAS・PAY からパソコンで見ることが出来るヘルパー応募・利用者募集台帳を作成しました。利用者様におきましては、もしヘルパーさんを募集したい時は、事務局、又はサービス提供責任者に希望介助の曜日、時間帯や性別等を連絡して頂き台帳に登録。

ヘルパーさんにおきまして、同じ手順で台帳に登録して頂く事で、利用者様、ヘルパーさん達お互いの曜日、時間帯等が合う場合、すぐに担当者から面接などの連絡をさせて頂くという事が可能になります。利用者様が希望する時の該当ヘルパーさんがいない場合も今までより早く回答が出来、募集などを早く掛けられます。

台帳が皆様に有効活用されることで募集時の対応が迅速に行え3スタッフに大変便利になるかと思えます。

利用者様、ヘルパーの皆様には台帳登録と、その後、契約完了時の登録の取り下げを事務局、又はサービス提供責任者にご連絡頂き、いつでも皆様のニーズに応える事が出来る台帳作りを目指して行きたいと思っておりますので、ご協力の程宜しくお願い申し上げます。